

C 1 3 0 輸送機による燃料放出に関する意見書

米空軍横田基地所属のC 1 3 0 輸送機1機が11月10日午後4時50分頃、右主翼先端部分から燃料を放出しながら米空軍嘉手納基地に着陸する事態が発生した。同機は嘉手納弾薬庫地区上空沖縄市側から嘉手納基地に着陸する寸前まで燃料を放出しつづけていたと言われている。一方、同機は去る9月21日、22日（着陸、離陸時）に燃料を放出していたC 1 3 0 輸送機と同機と言われ、その時嘉手納町議会が抗議決議を上げ、飛来禁止を求めたにもかかわらずまたしても、町民に不安と恐怖を与え、燃料放出の飛来を繰り返したことに怒りを込めて厳重に抗議するものである。

今回のC 1 3 0 輸送機の燃料放出は、一步間違えば環境汚染、墜落事故誘発、人命犠牲に結びつく重大な問題であり、米軍による「安全飛行運用の一部」で「自動的に放出される微小な量」との言い訳は、「静かに安全に暮らしたい」と願う町民、県民の切実な声を全く無視する態度であり、到底容認できるものではない。改めて、機種、機能のいかんにかかわらず燃料放出を伴う危険な飛行、外来機等の飛来の全面禁止を強く求めるものである。

よって、本町議会は、町民の生命、安全、財産、平穏な生活環境を守る立場から、下記事項の速やかな実現を図るよう強く求めるものである。

記

- 1 米空軍横田基地所属C 1 3 0 輸送機等外来機の飛来を禁止すること。
- 2 機種、機能の相違にかかわらず燃料放出を伴う危険飛行、飛来をやめると。
- 3 C 1 3 0 輸送機の燃料放出の原因徹底究明、再発防止策を公表すること。
- 4 航空機の整備点検、安全管理を徹底すること。
- 5 嘉手納基地の機能強化をやめ、目に見える負担軽減を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年11月29日
沖縄県嘉手納町議会

《あて先》

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省沖縄大使

沖縄防衛局長 沖縄県知事

C 1 3 0 輸送機による燃料放出に関する抗議決議

米空軍横田基地所属のC 1 3 0 輸送機1機が11月10日午後4時50分頃、右主翼先端部分から燃料を放出しながら米空軍嘉手納基地に着陸する事態が発生した。同機は嘉手納弾薬庫地区上空沖縄市側から嘉手納基地に着陸する寸前まで燃料を放出しつづけていたと言われている。一方、同機は去る9月21日、22日（着陸、離陸時）に燃料を放出していたC 1 3 0 輸送機と同機と言われ、その時嘉手納町議会が抗議決議を上げ、飛来禁止を求めたにもかかわらずまたしても、町民に不安と恐怖を与え、燃料放出の飛来を繰り返したことに怒りを込めて厳重に抗議するものである。

今回のC 1 3 0 輸送機の燃料放出は、一步間違えば環境汚染、墜落事故誘発、人命犠牲に結びつく重大な問題であり、米軍による「安全飛行運用の一部」で「自動的に放出される微小な量」との言い訳は、「静かに安全に暮らしたい」と願う町民、県民の切実な声を全く無視する態度であり、到底容認できるものではない。改めて、機種、機能のいかんにかかわらず燃料放出を伴う危険な飛行、外来機等の飛来の全面禁止を強く求めるものである。

よって、本町議会は、町民の生命、安全、財産、平穏な生活環境を守る立場から、下記事項の速やかな実現を図るよう強く求めるものである。

記

- 1 米空軍横田基地所属C 1 3 0 輸送機等外来機の飛来を禁止すること。
- 2 機種、機能の相違にかかわらず燃料放出を伴う危険飛行、飛来をやめると。
- 3 C 1 3 0 輸送機の燃料放出の原因徹底究明、再発防止策を公表すること。
- 4 航空機の整備点検、安全管理を徹底すること。
- 5 嘉手納基地の機能強化をやめ、目に見える負担軽減を実施すること。

以上、決議する。

平成23年11月29日
沖縄県嘉手納町議会